

議案第12号

三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年3月7日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三朝町条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（会計年度任用職員の給与） 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、保育所担任等業務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第13条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員で、任期の定めが6月以上（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）のものに対して支給する。	（会計年度任用職員の給与） 第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び<u>期末手当</u>をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、保育所担任等業務手当<u>及び期末手当</u>をいう。 （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第13条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する職員で、任期の定めが6月以上（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）のものに対して支給する。

2 略

3 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度（当該任期の定め合計が6月以上に至ったとき以後に限る。）において、第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4・5 略

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条の2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日に在職する職員で、任期の定めが6月以上のものに対して支給する。

2 勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として町長が規則で定める額とする。

3 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度（当該任期の定め合計が6月以上に至ったとき以後に限る。）において、第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月末満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

6 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を

2 略

3 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

4・5 略

支給される職員の範囲、勤勉手当の支給額その他
勤勉手当の支給及び一時差止に関し必要な事項
については、一般職の職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 略

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度(当該任期の定め合計が6月以上に至ったとき以後に限る。)において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第22条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日に在職する職員で、任期の定めが6月以上のものに対して支給する。

2 勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額とする。

3 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度(当該任期の定め合計が6月以上に至ったとき以後に限る。)において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第22条 略

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 略

<u>当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> (フルタイム会計年度任用職員の給与の支給) 第23条 フルタイム会計年度任用職員の給与（給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>に限る。）の支給に関しては、一般職の職員の例により支給する。	(フルタイム会計年度任用職員の給与の支給) 第23条 フルタイム会計年度任用職員の給与（給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>に限る。）の支給に関しては、一般職の職員の例により支給する。
--	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 三朝町職員の育児休業等に関する条例(平成4年三朝町条例第9号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(育児休業をする非常勤職員の給与に係る特例) 第8条の2 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）については、<u>第7条</u>の規定は、適用しない。 <u>2</u> 略	(育児休業をする非常勤職員の給与に係る特例) 第8条の2 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）については、<u>第7条第1項</u>の規定は、適用しない。 <u>2 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）については、第7条第2項の規定は、適用しない。</u> <u>3</u> 略